

センタービレッジ地区・ペンションビレッジ地区で 建築を計画されている方へ

当町は雪の多い地域であるため、倶知安町全域を対象に、「倶知安町建築物等に関する指導要綱」を定め、主に駐車場と落雪飛距離の確保について指導しております。

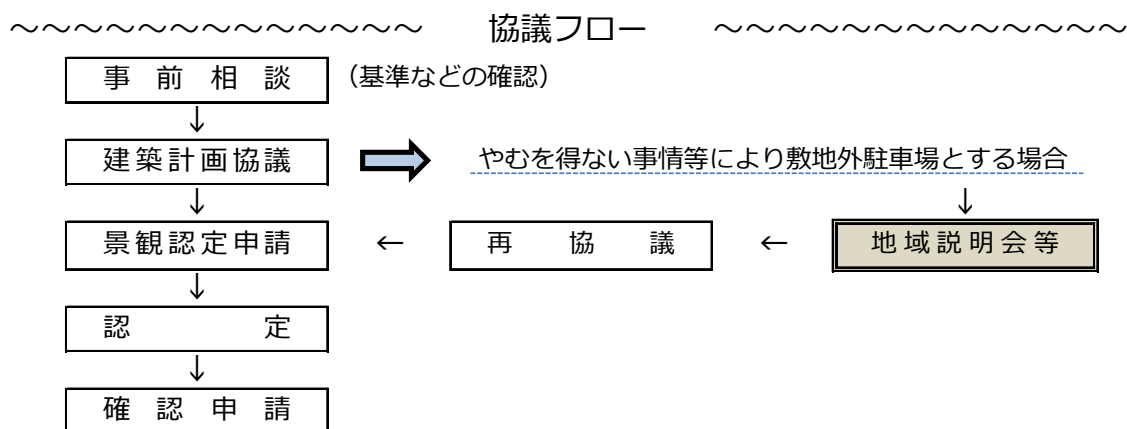
当地区では、建築が堅調で遊休地が減少しております。また、十分な駐車場用地を申請敷地内で確保できていない計画が目立つようになっております。

このような状況により、当地区では駐車場不足による路上駐車や交通の問題が今以上に深刻化する恐れがあります。したがって、計画段階から、まちづくり新幹線課との十分な協議をしていただきますようご理解とご協力をお願いします。

【駐車場の確保について】

- ・申請敷地内に確保してください。隣地を駐車場用地とする場合においても、申請敷地を含めてください。
- ・隔地駐車場などの申請敷地外での駐車場計画は、将来的に建物の建築により駐車場が確保されなくなる恐れが高いため、計画しないでください。
- ・縦列駐車など、車の出入りが自由にできない配置計画はしないでください。
- ・冬場の除排雪の方法などを考慮して実現可能な駐車計画としてください。
- ・従業員用の駐車場は別途確保してください。

上記のとおり、例外なく駐車場の確保について計画いただくよう指導させていただきますが、やむを得ない場合においては、計画段階（景観の認定申請を提出する前）において、地域住民・事業者・団体等への説明会等を開催していただき、地域との調整が整うことを条件として、協議を進めさせていただきます。



まちづくり新幹線課建築指導係
0136-56-8012
kenchiku@town.kutchan.lg.jp